

PFIのステージ変化

北海道大大学院法学研究科

宮脇 淳

1. PFIのテイク・オフステージ

(1) PFIの事業形態、対象事業の多様化

事業形態 → 補助金導入等イニシャルコスト軽減型、証券化の検討

対象事業 → 千葉市少年自然の家、札幌市斎場等

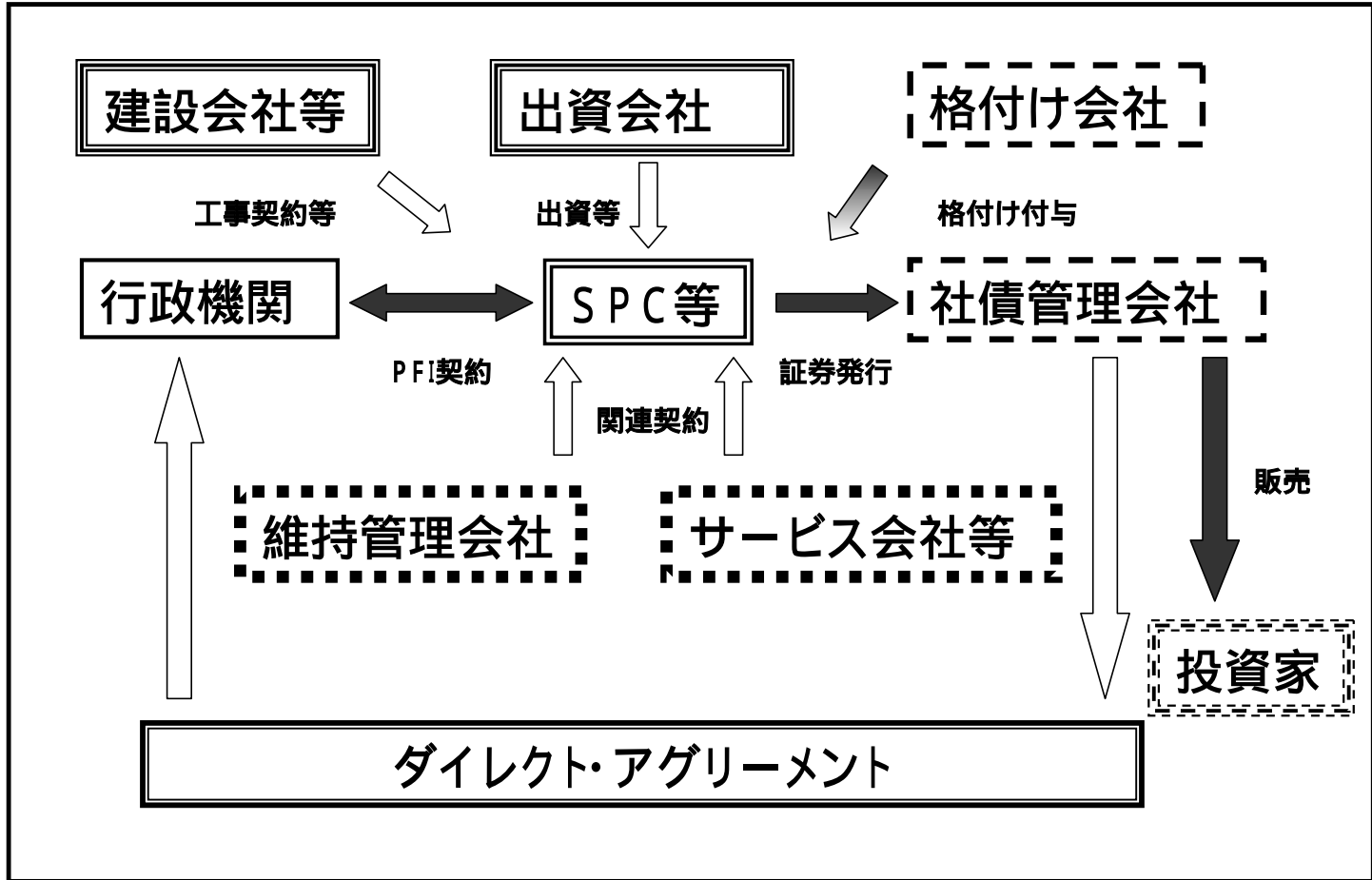
(2) PFI事業の環境整備

(3) 国のPFI事業の本格化

(4) 民間事業者による選別化

(5) 事業スペックのガバナンスとモニタリング

証券化の基本スキーム



2. 公共サービス編成としてのPFIの位置づけ

基本類型	概 念
公設民営	行政が施設の建設やシステムの構築を行い、運営を民間に委ねる。なお、コスト負担の面からさらに以下の類型に分けられる。
委託料方式	施設やシステムの管理・運営に必要な費用を委託費として行政が民間に支払う方式。
利用料金方式	施設やシステムの管理・運営に必要な費用を民間が利用者から直接利用料として確保する方式。
貸与方式	施設やシステムを民間に無償もしくは有償で貸与する方式。
譲渡方式	施設やシステムを民間に無償もしくは有償で譲渡する方式。

2. 公共サービス編成としてのPFIの位置づけ

基本類型	概 念
民設民営	民間に施設やシステムの構築を委ね、運営は行政が行う。なお、施設、システムの利用形態により以下の類型に分けられる。
譲渡方式	施設やシステムを行政が無償もしくは有償で譲り受ける方式
貸与方式	施設やシステムを行政が無償もしくは有償で借り受ける方式
DB方式	施設やシステムの設計・構築等を一体的に委ね、当初より所有権は行政が保有する方式。
業務委託	行政が行う建設、構築、運営等の業務の一部を民間に委ねる。

2. 公共サービス編成としてのPFIの位置づけ

基本類型	概 念
PFI	民間に施設やシステムの建設、構築、運営等を一体的に委ねる。 なお、施設、システムの所有形態により以下の類型がある。
DBO方式	施設やシステムの所有、資金調達等は当初より行政が行う。
BTO方式	施設やシステムの所有権が完成した時点で行政に移転する。
BOT方式	施設やシステムの所有権が業務終了後に行政に移転する。
BOO方式	施設やシステムの所有権を業務終了後も行政に移転しない。

D=Design、B=Build、O=Operate、T=Transfer

PFIは、PFI法等に基づく事業以外の形態、対象も含む。

2. 公共サービス編成としてのPFIの位置づけ

基本類型	概 念
公有地活用	公有地を民間に提供し、そこで民間が施設やシステムを運営する。なお、公有地の利用形態により以下の類型がある。
貸与方式	公有地を無償または廉価で民間に貸与する。
定期借地方式	定期借地方式により民間に貸与する。
信託方式	公有地を土地信託方式により民間に委ねる。
一体整備	施設やシステムを共同で構築し共有する。
機能分担	施設やシステムを機能面から区分けし行政と民間で分担する。